

平成 25 年 9 月 10 日 発表	
三重労働局労働基準部	
監督課	
課長	奈須川伸一
監察監督官	瀬瀬研次
健康安全課	
課長	日美昌平
課長補佐	山川弥寿正
TEL	(059)-226-2107

報道関係者 各位

平成 25 年度「墜落災害防止強調月間」（7 月中）における取組状況

三重労働局（局長 畑中啓良）では、建設業及び運輸業において、墜落災害が多くを占めること及び重篤な災害につながりやすい傾向にあることから、従前からその防止対策の推進を図ってきました。しかしながら、同種災害が減少しないことから、全国安全週間に併せ、7 月 1 日から 7 月 31 日を「墜落災害防止強調月間」と位置づけ、建設業及び運輸業を対象として、重点的な監督指導の実施などに取り組みました。

今般、その取組状況を取りまとめたので下記のとおり発表します。

三重労働局では、今後とも、墜落災害防止を含め、労働者の安全と健康確保の取組を推進いたします。

記

1 建設現場に対する監督指導、個別指導の実施結果（表 1 及び表 4 参照）

- 管内 6 か所の労働基準監督署（四日市、松阪、津、伊勢、伊賀、熊野）において、150 現場に対して監督指導、個別指導を実施したところ、労働安全衛生法上の墜落防止措置等に係る問題が認められた現場は 75 現場（全体の 50%）であった。
- 違反・指導率を工事種別でみると建築工事業（71.3%）が最も高く、発注者別でみると民間・その他によるもの（65.1%）が最も高かった。
- 違反の内訳は、協議組織等の管理体制上の違反事項を除くと、通路・足場の構造等に関するもの（15%）、通路・足場以外の墜落防止措置に関するもの（15%）であった。

(表 1)

区 分		監督・指導現場数	違反・指導等現場数	違反・指導率
工事 種別	土木工事	59	15	25.4%
	建築工事	80	57	71.3%
	その他	11	3	27.3%
発注 者別	国	16	4	25.0%
	県	14	4	28.6%
	市町	37	13	35.1%
	民間・その他	83	54	65.1%
合 計		150	75	50.0%

2 「墜落災害防止強調月間」周知状況（表 2 参照）

三重労働局では、次のとおり公共工事発注機関、建設業関連団体及び運輸業関連団体等に協力要請を行った。

(表 2 参照)

H25. 5. 30	三重県県政記者クラブあて発表
H25. 5. 30	公共工事発注機関、建設業関係団体、運輸業関連団体等に対し、当該月間の取組要請
H25. 5. 31	三重労働局ホームページに記事掲載
H25. 6. 4	建設業労働災害防止協会三重県支部代議員会において取組要請
H25. 6. 7	日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部総会において周知依頼
H25. 6. 7	三重県ハウジング協議会において周知並びに取組要請
H25. 6. 18	国交省との三重地方機関連絡会議において取組要請
H25. 6. 21	三重リスクアセスメント推進協議会において周知並びに周知要請
H25. 6. 24	三重県 R S T 研修会において周知依頼
H25. 6. 25	三重県との連絡会議において取組要請
H25. 6. 28	三重労働局安全衛生労使専門家会議において周知並びに周知依頼
H25. 7. 2	三重県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会において周知並びに取組要請
H25. 7. 9	国交省三重河川事務所安全大会において取組要請

3 労働災害の発生状況（表3参照）

本年7月末の労働災害発生状況は表3のとおりであり、建設業、道路貨物運送業にあっては、墜落・転落災害は、対前年同月比で減少できなかった。

（表3）

	H23年7月末（速報）	H24年7月末（速報）	H25年7月末（速報）
全産業	1,092(8)	1,078(11)	983(7)
（内、墜落・転落）	171(0)	198(1)	183(1)
建設業	160(3)	138(2)	163(1)
（内、墜落・転落）	48(0)	44(0)	52(1)
道路貨物運送業	106(0)	113(1)	116(0)
（内、墜落・転落）	38(0)	38(0)	42(0)

（ ）内は死亡者数

建設業、道路貨物運送業における労働災害を「事故の型」別にみると、建設業、道路貨物運送業とも、「墜落・転落」災害による災害が最も多数を占めている（平成24年も同傾向）。

H25.7	災害件数	墜落・転落	転倒	はさまれ・ 巻き込まれ	動作の 反動等	飛来・落下
建設業	163	52	11	18	9	26
（%）	100%	31.9%	6.7%	11.0%	5.5%	16.0%
道路貨物運 送業（%）	116	42	13	9	4	6
	100%	26.2%	11.2%	7.8%	3.4%	5.2%
全産業	983	183	171	149	98	84
（%）	100%	18.6%	17.4%	15.2%	10.0%	8.5%

H24.7	災害件数	墜落・転落	転倒	はさまれ・ 巻き込まれ	動作の 反動等	飛来・落下
建設業	138	44	17	12	6	17
（%）	100%	31.9%	12.3%	8.7%	4.3%	12.3%
道路貨物 運送業（%）	113	38	16	13	11	6
	100%	33.6%	14.2%	11.5%	9.7%	5.3%
全産業	1,078	198	219	153	114	74
（%）	100%	18.4%	20.3%	14.2%	10.6%	6.9%

また、墜落・転落災害を「起因物」に見ると、建設業では、はしご道、屋根・はり等、トラックを起因物とする災害が50%を占めるとともに、道路貨物運送業ではトラックを起因物とする災害が60%以上を占めている。

三重労働局では、今後とも、建設業、道路貨物運送業に対し、墜落災害防止措置をはじめとした労働災害防止措置の徹底について、指導を行うこととしている。

平成25年度「墜落災害防止強調月間」における署指導状況

(表4)

	現場数	違反現場数数	(違反事項の内訳)																				指導現場数	(指導事項の内訳)					違反指摘・指導現場数	違反指摘・指導現場率	
			安全衛生管理体制				通路・足場の構造等						通路・足場以外の墜落防止措置								足場組立作業			安全衛生管理体制	墜落災害防止	通路・足場の構造	足場組立				
			安全衛生管理体制(違反計)	作業主任者	元方の講ずべき措置	協議組織	通路・足場の構造等(違反計)	架設通路	最大積載過重	作業床	その他	元方規制		墜落防止措置(違反計)	作業床の設置等	作業床の端、開口部	昇降設備	移動は「 <u>」</u>	脚立	その他	元方規制	物品揚卸						足場組立作業(違反計)			鋼管足場
土木工事業	59	7										2											2								
建築工事業	80	47	27	5	24	2	23	1	2	15	1	1	19	17	2	5	4	1	1	3	4	2	1	2	26	12	14	8	3	57	71%
その他の建設業	11	2	2		2																			3	2	1		1	3	27%	
合計	150	56	31	5	28	2	23	1	2	15	1	1	19	22	4	5	5	1	1	6	4	2	1	2	39	18	20	9	5	75	50%
違反・指導率		37%	21%	3%	19%	1%	15%	1%	1%	10%	1%	1%	13%	15%	3%	3%	3%	1%	1%	4%	3%	1%	1%	1%	26%	12%	13%	6%	3%	50%	